

&mog Food Lab 利用規約（HP掲載用に一部抜粋）

2025年1月時点

第1条（本規約の目的）

本利用規約（以下、「本規約」という。）は、利用者が&mog Food Lab（以下、「本ラボ」という。）の利用者（本ラボを利用する者として本規約に同意する者をいう。以下同様。）による本ラボを利用に際して適用される。本ラボの利用方法、利用上の注意点、利用上の制限など詳細は「&mog Food Lab利用細則」（以下、「利用細則」という。）に定め、利用者はその内容を遵守するものとする。

第2条（本ラボの利用目的等）

利用者による本ラボの利用は、営利又は非営利目的を問わず、食に関する社会課題解決に資する技術を開発する者、新たな価値の創造に挑戦する者等、食に関わる多様な関係者が交流し、食のイノベーションを創出することを目的とする。

2. 利用者による本ラボ内の利用行為は、以下の各行為に限られるものとし、それ以外の利用行為（業として食品製造販売を行うことを含むがこれに限られない。）を企図する場合は、事前に施設管理者の書面による同意を得るものとする。
 - (1) 食品（全ての飲食物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定める医薬品、医薬部外品、再生医療等製品を除く。）若しくは添加物の調理、製造、加工又は貯蔵
 - (2) 前号の目的に資する器具、添加物又は包装容器の製造
 - (3) 前項の目的に資する飲食、情報収集・共有、講習、その他の交流
3. 利用者は、本ラボを利用するにあたって、事業者と別段の合意がない限り、自らの責任で菓子製造許可、そらざい製造業許可等の営業許可を取得する。
4. 利用者は、全利用期間を通じて、自己又は自己の役職員をして食品衛生責任者の資格を保持し、利用に先立ち資格を証する書面の写しを甲に提出する。食品衛生責任者の資格を喪失又は資格の停止等があった場合には、直ちにその回復に努めるものとし、食品衛生法、その他関連法令に抵触する本ラボ利用を行わないものとする。
5. 利用者は、業としての食品製造販売を行う場合は、販売手法、食品表示、販売期間及び数量、その他施設管理者が求める事項（食品表示ラベルの表示を含むがこれに限られない。）を示して、事前に施設管理者への報告を行うものとする。

第4条（運営者の設置）

本事業者は、本ラボで行われる調理、製造又は加工が安全衛生及び環境に十分配慮して行われ、利用者が本ラボの利用により本規約第2条第1項に定める目的のために支援することを目的として、本ラボの運営を行う運営者を設置する。

2. 本事業者は、運営者名及びその連絡先は、利用細則に定めるとおりとする。
3. 運営者は、本事業者の委託を受けて、食に関する専門知見を活かし、以下の各業務を行う。
 - (1) 利用者による本ラボ利用の支援（オリエンテーション、調理器具利用説明等を含む。）

- (2) 利用者による本ラボ利用の安全衛生監督及び指導
- (3) 利用者の専有利用区画を除く、本ラボ内の衛生管理（但し、清掃は施設管理者が別途委託する清掃事業者が行う。）
- (4) 本ラボの利用者間の交流支援
- (5) 利用者及び施設管理者間の連絡支援
- (6) その他、前各号に付随する事項として本事業者と運営者が合意する事項

第5条（施設管理権）

本事業者、施設管理者及び運営者は、本ラボの使用状況の確認又は本ラボの保全、衛生、防犯等、本ラボの管理上の措置を講ずるため必要がある場合には、本事業者及び施設管理者指定の者（運営者を含むがこれに限られない。）を本ラボの全ての施設に立ち入らせることができ、また、必要と判断した場合は利用者に対して改善措置を求めることがあり、利用者はこれをあらかじめ承諾する。

2. 前項記載の本事業者又は施設管理者指定の者（運営者を含むがこれに限られない。）の立ち入り時に、当該立入者の責に帰することのできない事由により、利用者所有の動産等に破損や紛失が発生した場合には、本事業者、施設管理者及び運営者は一切の責任を負わないものとする。

第6条（セキュリティカメラ）

本事業者、施設管理者及び利用者は、セキュリティカメラに関する次の各号の事項について、あらかじめ合意するものとする。

- (1) 本事業者及び施設管理者が本ラボ内にセキュリティを目的としてカメラを設置していること。
- (2) セキュリティカメラで撮影された映像（以下、「撮影データ」という。）は一定期間、本事業者及び施設管理者の業務委託先のサーバーに保存されること。
- (3) 利用者は、本事業者及び施設管理者による当該セキュリティカメラによる監視、撮影、撮影データの保存、次号の目的に限定した撮影データの利用及び持ち出しを拒否できないこと。
- (4) 本事業者及び施設管理者は本規約又は利用細則の違反、盗難、火災等の有無確認及び警察等の犯罪捜査に協力する目的以外において、撮影データを持ち出し若しくは利用しないこと。
- (5) 本事業者及び施設管理者は前号の目的以外に撮影データを利用する場合は、利用者の事前承諾を要すること。

第7条（利用者の権利）

利用者は、本ラボの利用申込後、本ラボの専有利用区画にかかる契約（以下「専有利用契約」という。）又は時間若しくは一日利用にかかる契約（以下「一時利用契約」といい、専有利用契約と総称して、「個別利用契約」という。）を締結した場合、各個別利用契約の添付書類に規定した施設の利用目的・利用内容に即し、本規約及び利用細則に従い、本ラボを善良なる管理者の注意をもって利用することができる。

2. 本ラボのうち、利用者が利用することができる施設は、以下の施設及びその付帯設備、機器、備品とし、利用に関する詳細は個別利用契約及び利用細則に定める。
 - (1) フードラボ（利用者の専有利用区画および1階部分（事前利用申込制））
 - (2) シェアファシリティ（事前利用申込制）

- (3) 撮影スタジオ（事前利用申込制）
 - (4) 打合せスペース（事前利用申込制）
 - (5) 倉庫（収納サービス）
 - (6) その他通路、衛生施設等（以下「共用部」という。）
3. 利用者は、前項第2号乃至第5号の利用を希望する場合、利用細則に従い、施設利用予約システム、その他所定の方法により利用申込手続きを行い、一時利用契約を締結するものとする。
 4. 利用者は、利用申込及個別利用契約並びにそれらの添付書類に規定した施設の利用目的・利用内容（利用食材、利用機器等を含むがこれらに限られない。）に変更が生じる場合は、事前に施設管理者に書面により通知し、その同意を得るものとする。
 5. 利用者は、本ラボの利用は、賃貸借に該当せず賃借権が発生しないこと、および借地借家法の適用を受けないことを確認する。

第9条（非常時における対応）

- 利用者は、本ラボの利用に際して、不測の事態に備え非常口、消火設備、避難方法などを事前に確認しなければならない。
2. 地震、火災その他の非常事態が生じ、関係諸官庁から特別な指示があった場合、利用者は、自らの責任でこれに従い対処し、また本事業者、施設管理者及び運営者の指示に従わなければならない。
 3. 利用者は利用者による本ラボ利用期間中に施設管理者が行う防火訓練に参加しなければならない。なお、詳細については、利用細則を確認するものとする。

第13条（本ラボの利用に関する禁止事項）

利用者は次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 施設管理者の事前の同意なく、本ラボの利用申込及び個別利用契約並びにそれらの添付書類に記載した本ラボの利用目的・利用内容、本規約及び利用細則に反する本ラボの利用を行うこと。
- (2) 本ラボの利用について、本事業者、施設管理者及び運営者の指示、指導及び要請等に応じないこと。
- (3) 利用者が利用可能な本ラボ内施設含め、利用者の立ち合いなく、第三者のみでの一時利用をさせること。
- (4) 感染症の感染防止措置、利用細則、個別利用契約に規定されている又は施設管理者若しくは運営者が指図する衛生措置を怠ること。
- (5) 利用者としての地位を第三者に譲渡若しくは転貸すること並びに同居させること。
- (6) 本ラボ及びその敷地内で喫煙すること。
- (7) 施設管理者の事前の承諾なくして本ラボ及び本ラボ近辺でネットワークビジネス、マルチ商法、保険・情報教材等の販売・館入・斡旋等を行うこと、並びに物品の販売、募金、及び撮影、又はこれに類する行為を行うこと。
- (8) 本ラボ及び本ラボ近辺に危険物（火薬、油脂、薬品、毒性ガス、劇薬、ガスボンベ等）を持ち込むこと。
- (9) 本ラボ及びその敷地内にペット等の動物や生物を持ち込むこと。但し、施設管理者の事前の書面による許可を得た盲導犬、聴導犬または介助犬等は除く。

- (10) 本ラボ及びその敷地内に異臭がする物、腐敗物、腐食物等を持ち込むこと。
 - (11) 反社会勢力等（本規約第18条に定義する）を本ラボに入室させること。
 - (12) 本ラボ内において著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い又は威勢を示すことにより、他の利用者に不安を覚えさせる行為をしたとき、又は他の利用者の迷惑となる行為をすること。
 - (13) ゴミを投棄するなど、本ラボ及び本ラボ近辺を不衛生な状態にすること。
 - (14) 騒音、振動、異臭を発生するなど本ラボの他の利用者及び周囲の近隣住民等に迷惑となる行為をすること。
 - (15) 壁、床、器具、その他本ラボ備品の一切に対し、落書き、損傷及び破壊等これらを汚損する行為をすること並びに工事・造作行為を行うこと。また、建物、付帯設備への釘打ち及びガムテープ貼りをすること。
 - (16) 暴力行為、無謀行為など自己及び他人に危険を生じさせる行為をすること。
 - (17) 自転車、バイク、自動車などを路上駐車すること。
 - (18) 本事業者、施設管理者、運営者又は他の利用者の保有する画像・名称・連絡先等が無断で使用すること。
 - (19) 広告及び看板・のぼり等の設置、チラシその他の宣伝物の配布をすること。但し、施設管理者の事前の書面による許可を得た場合を除く。
 - (20) 特定の政治活動又は宗教活動を目的に本ラボを利用すること。
 - (21) 施設管理者の許可なしに、専有利用契約に基づく利用区画を除く本ラボの施設及び近隣にて録画、録音又は撮影等の行為を行うこと。
 - (22) 本事業者及び運営者への通知なく、本ラボの住所及び名称を用いて、商業・法人登記等の登記、事業に関する許認可、役所への届け出等、公的な連絡先に定め届け出ること。
 - (23) その他、本事業者、施設管理者又は運営者が本ラボの諸設備の維持または保全のために禁止した事項を行うこと。
2. 利用者は、本ラボに利用者以外の第三者を立ち入らせる場合は、必ず利用者又はその従業員が立ち合いの上、本規約を遵守せしめるものとし、当該第三者による違反が生じた場合、利用者による違反としてその責を負うものとする。

第14条（提出書類）

本事業者及び施設管理者が必要と判断した場合は、利用者に対し、会社案内、履歴事項全部証明書、印鑑証明書、運転免許証等の本人確認書類や運営者が指示する書類の提出を求めることができ、利用者はこれに従わなければならない。

2. 利用者は本ラボの利用開始後、本事業者及び施設管理者へ通知のうえ、本ラボの住所及び名称を用いて商業・法人登記等の登記を行った場合、登記簿謄本を速やかに本事業者又は施設管理者へ提出する。
3. 利用者の住所・商号・代表者・事業目的その他商業登記事項若しくは身分上の事項に重要な変更があったとき、又は利用者の主要株主の異動等、経営の支配に関し変更があった場合は、利用者は書面をもって遅滞なく本事業者又は施設管理者に通知する。

第15条（個人情報保護）

本事業者、施設管理者及び運営者は利用者の個人情報（氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先等）を、次の各号の目的においてのみ利用する。

- (1) 本ラボの利用申込内容や利用状況等の確認
 - (2) 本ラボの利用料金の請求
 - (3) 本ラボ運営に関わる連絡事項の伝達
 - (4) その他個別利用契約、本規約又は利用細則に基づく権限の行使
2. 本事業者、施設管理者及び運営者は個人情報の取り扱いについて、各社のプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱うものとする。

第16条（秘密情報）

本規約において「秘密情報」とは、利用者自らが秘匿したい利用者に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいう。

2. 前項の規定にかかわらず、利用者が自己の秘密情報の不当な開示、利用、盗用等を主張する場合において、当該主張を受けた本事業者、施設管理者、運営者、又は他の利用者（以下「情報利用者」という。）が、当該情報が以下のいずれかに該当することを証明することのできる情報は、秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又はその後情報利用者の責によらずして公知となった情報。
 - (2) 情報利用者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - (3) 開示の時点ですでに情報利用者が保有している情報。
 - (4) 情報利用者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報。
 - (5) 利用者が第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報。

第17条（守秘義務）

利用者は、本ラボの利用にあたり、他の利用者の前条に規定した秘密情報を知ってしまった場合、利用者は、自己、自己の役職員又は自己が本ラボに立ち入らせた者をして、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿するものとし、当該秘密情報を所有する他の利用者の許可なく撮影、録音等を行い、ソーシャルネットワークサービス（SNS）や、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示または漏洩、公開もしくは利用してはならない。

2. 利用者が前項規定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、本事業者、施設管理者及び運営者はその責を負わない。
3. 利用者は、自己、自己の役職員又は自己が本ラボに立ち入らせた者等による他の利用者の秘密情報漏洩等を探知した場合、直ちに当該秘密情報の権限者である他の利用者、事業者および施設管理者に通知し、損害を最小化するための合理的な措置をとるものとする。

第18条（反社会的勢力の排除）

所有者、施設管理者、運営者及び利用者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らまたはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）

が、以下のいずれかに該当する者（以下総称して、「反社会的勢力等」という。）ではないこと。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。その後の改正を含む。）第 2 条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員（暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者を含む。）及びこれらの者と取引のある者。
- ② 暴力団員以外の暴力団と関係を有するものであって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。その後の改正を含む。）第 2 条で定義される暴力的不法行為等を意味する。以下同じ）を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの。
- ③ 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、②に定める者若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業、又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号。その後の改正を含む。）に基づき処分を受けた団体に属している者及びこれらの者と取引のある者
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。その後の改正を含む。）第 2 条第 1 項に定義される風俗営業及び同法第 2 条第 5 項に定義される性風俗関連特殊営業を行う者。
- ⑥ 人を威迫し、又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により人を困惑させるおそれのある者。
- ⑦ 総会屋、その他企業等を対象に不正な利益を求めて業務の平穩を害するような言動その他暴力的不法行為等を行うおそれがあり、これにより企業等を困惑させ又は市民生活の安全に脅威を与えるおそれのある者。
- ⑧ 社会運動若しくは政治活動を偽装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。
- ⑨ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。その後の改正を含む。）に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等收受を行い又は行っている疑いのある者。
- ⑩ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号。その後の改正を含む。）第 24 条第 3 項に定義される取立て制限者。

- ⑪ 集团的又は常習的に暴力的行為等を行い、又は行うことを助長するおそれのある団体に属している者及びこれらの者と取引のある者。
- ⑫ 公序良俗に反する団体又はその関係先及び著しく信用に欠けると判断される者。
- ⑬ 上記①から⑫までに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人。
- ⑭ その他上記に準じる者。

(2) 利用者は、利用目的が反社会勢力等の勢力を誇示するためや、これらの資金源とするために利用するなど反社会勢力等を援助・助長し、またはその運営に資するものでないこと。

2. 所有者、施設管理者、運営者及び利用者は、反社会的勢力等の排除に厳正に取り組んでいることを確認する。

第19条（違反に基づく利用制限）

利用者が本規約第13条、第14条、第17条若しくは第18条の定め違反し、又は違反する虞が合理的根拠に基づき強く懸念される場合、事業者又は施設管理者は、利用者による本ラボの利用を拒否若しくは中止させ、本ラボの全部又は一部の利用の制限を行い、又は本規約第21条に基づき、本ラボの利用権を終了させることができる。

第20条（免責事項）

次に掲げる事由により利用者が被った損害について、事業者、施設運営者及び運営者はその責を負わない。

- (1) 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、インターネット接続設備などのITインフラ通信設備機器やその他諸設備機器の不調、損壊又は故障、偶発事故、その他事業者及び管理者の責めに帰すことのできない事由。
 - (2) 第三者（本ラボの他の利用者を含む。）の故意又は過失。
 - (3) 本ラボの造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等。
2. 利用者は、本ラボの利用に関して取得した営業許可に関する法令を遵守し、管理責任を負うものとし、利用者自身による適切な賠償責任保険の付保等を行い、事業者、施設管理者及び運営者は一切の責任を負わないものとする。
3. 利用者は、本ラボの利用に関し、食中毒、アレルギー、感染症等の発生、その他安全衛生上の問題が生じた場合並びに第三者（本ラボの他の利用者も含む。）との間で紛争が生じた場合、自己の責任で解決するものとし、事業者、施設管理者及び運営者は一切の責任を負わないものとする。
4. 利用者は、本ラボにおいて自己又は自己の役職員の身体、秘密情報及びその他の財産について自らの責任でこれを管理し、事業者、施設管理者及び運営者は、本ラボでの情報漏洩、盗難、紛失、障害等の損失に対して一切責任を負わず、利用者はこれに異議を述べない。
5. 利用者は、本ラボの利用許諾の裁量及び権限は、事業者に帰属し、利用者の事業と競合し得る者に対する本ラボの利用が許諾され得ることをあらかじめ承諾する。

6. 事業者、施設管理者及び運営者は、本ラボの施設及びその付帯設備、機器、備品等の性能を保証しない。

第21条（一時利用契約の終了）

利用者は、各一時利用契約に記載された利用時間に限り、利用区画及び本ラボを利用することができ、当該利用時間の経過をもって利用者としての権利を失う。

2. 利用者がつぎの各号のいずれかに該当する場合、事業者は何等の催告なしに一時利用契約を解除することができる。
 - (1) 本規約又は利用細則に違反し、事業者及び運営者が利用者に対し当該違反を改めるよう催促したにも関わらず、是正しないとき。
 - (2) 罪を犯し、または嫌疑を受け捜査機関による捜査等が開始されたとき。
 - (3) 破産手続き開始申立、民事再生手続き開始申立、会社更生手続き開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続き開始の申立があったとき。
 - (4) 解散の決議を行いまたは解散命令を受けたとき（合併に伴って解散する場合を除く）。
 - (5) 本規約第13条1項、第13条第11号又は18条に違反し、その他反社会的勢力等との関係が確認されたとき。
 - (6) 事業者の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
 - (7) 利用者の信用が著しく失墜したと事業者が認めたとき。
3. 前項により一時利用契約が解除された場合、事業者及び施設利用者による損害賠償を妨げない。
4. 利用者は利用終了時刻又は契約期間終了日までに、すべての荷物等を撤去及び利用区画内の清掃を完了し、利用開始前の状態に原状復旧した上で、退去するものとする。
5. 利用終了後に荷物等が撤去されていない、もしくは汚損・破損の原状復旧等がなされていない場合は、事業者にて撤去・原状復旧の対応を実施し、後日費用を利用者へ請求できるものとする。
6. 利用者が、施設管理者の請求に応じ、利用契約終了時にすみやかに一時利用区画について取得している営業許可にかかる廃業届を管轄当局に提出し、その写しを事業者又は施設管理者に提出する。